

規則新旧対照表

(試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉、再処理施設、廃棄物管理施設)

資料1 参考1

○許可

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 (変更の許可の申請)</p> <p>第二条 令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては連続最大熱出力(連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力)を記載し、(中略)同項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の三第一項第六号に規定する事項を記載すること。</p> <p>二 [略]</p> <p>2 法第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第九号に掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類(試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限る。)を添付しなければならない。</p> <p>[一～十 略]</p> <p><u>十一 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 (変更の許可の申請)</p> <p>第二条 令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力(連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力)を記載し、(中略)を記載すること。</p> <p>二 [同左]</p> <p>2 法第二十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類(試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限る。)を添付しなければならない。</p> <p>[一～十 同左] [号を加える。]</p> <p>3 [同左]</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
(変更の許可の申請)

第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては連続最大熱出力を記載し、(中略)、法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第三条第一項第八号に規定する事項を記載すること。

2 法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

[一～十 略]

十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 [略]

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
(変更の許可の申請)

第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し(中略)区分によって記載すること。

2法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで、第九号又は第十号に掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

[一～十 同左]

[加える。]

3 [同左]

使用済燃料の再処理の事業に関する規則

(変更の許可の申請)

第一条の四 令第二十七条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第二十七条第三号の変更の内容については、法第四十四条第二項第三号の再処理能力の変更に係る場合にあつては一日当たり及び年間の最大再処理能力を再処理する使用済燃料の種類ごとに記載し、(中略)区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる事項を記載し、法第四十四条第二項第九号の再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第八号に規定する事項を記載すること。

二 [略]

2 法第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第二十七条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

[一～八 略]

九 変更後における再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 [略]

使用済燃料の再処理の事業に関する規則

(変更の許可の申請)

第一条の四 [同左]

一 令第二十七条第三号の変更の内容については、法第四十四条第二項第三号の再処理能力の変更に係る場合にあつては一日当たり及び年間の最大再処理能力を、再処理する使用済燃料の種類ごとに記載し、(中略)区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。

二 [同左]

2 法第四十四条第二項第二号から第四号まで、第七号又は第八号に掲げる事項の変更に係る前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

[一～八 同左]

[加える。]

3 [同左]

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則
(変更の許可の申請)
第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。
一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、(中略)、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第五号に規定する事項を記載すること。
二 [略]
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
[一～七 略]
八 変更後における廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
3 [略]

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則
(変更の許可の申請)
第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。
一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、(中略)記載すること。
二 [同左]
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
[一～七 同左]
[加える。]
3 [同左]

○設計及び工事の計画の認可

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 (設計及び工事の<u>計画</u>の認可の申請)</p> <p>第三条 法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>[一～三 略]</p> <p><u>四 工事工程表</u></p> <p><u>五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</u></p> <p>六 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、<u>当該申請に係る設計及び工事の計画が法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第二十八条の二の技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。</u></p> <p>3 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、<u>分割して認</u></p>	<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 (設計及び工事の<u>方法</u>の認可の申請)</p> <p>第三条 法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法(第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>[一～三 略]</p> <p>[号を加える。]</p> <p><u>四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織(以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。)に関する次の事項</u></p> <p>イ～ホ [略]</p> <p>五 [同左]</p> <p>2 前項の申請書には、<u>当該申請に係る設計及び工事の方法が法第二十七条第三項第二号の技術上の基準(以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。)に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。</u></p> <p>3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、<u>その理由を</u></p>

可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

4 [略]

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
(設計及び工事の計画の認可等の申請)

第九条 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三 [略]

四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

付し、分割して認可を申請することができる。

4 [同左]

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
(工事の計画の認可等の申請)

第九条 [同左]

一～三 [同左]

[加える]

四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項(その申請が修理の工事に係る場合は、修理の方法)を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 [略]

使用済燃料の再処理の事業に関する規則

(設計及び工事の計画の認可の申請)

第二条 法第四十五条第一項の規定により、再処理施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三 [略]

四 工事工程表

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

[号の細分を削る]

[号の細分を削る]

[号の細分を削る]

[号の細分を削る]

[号の細分を削る]

六 [略]

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の九第一項の規定による認可又は同条第二項の規定による変更の認可を申請することができないときは、分割して認可又は変更の認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 [同左]

使用済燃料の再処理の事業に関する規則

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第二条 法第四十五条第一項の規定により、再処理施設に関する設計及び工事の方法(第七条の二に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三 [同左]

[加える]

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織(以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。)に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 保安活動の計画

ハ 保安活動の実施

ニ 保安活動の評価

ホ 保安活動の改善

五 [同左]

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十六条の二の技術上の基準(以下この項、次条第二項第二号、第七条の九第二項、第七条の十第二項、第十一条第一項第一号及び第十九条の三の五第一号イにおいて「技術基準」という。)に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十五条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4 [略]

3 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

4 [略]

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則

(設計及び工事の計画の認可の申請)

第四条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第四十五条第三項第二号の技術上の基準(以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。)に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第四十五条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4 [同左]

3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4 [同左]

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第四条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法(第十一条に規定する特定廃

る者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三 [略]

四 工事工程表

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

[号の細分を削る。]

六 [略]

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

4 [略]

棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一～三 [同左]

[加える]

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織(以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。)に関する次の事項

イ～ホ [略]

五 [同左]

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第五十一条の七第三項第二号の技術上の基準(以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。)に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4 [同左]

○保安規定認可

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則</p> <p>(保安規定)</p> <p>第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶。以下この条において同じ。)ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p> <p>二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p> <p>三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)</p> <p>四 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p>五 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1)関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則</p> <p>(保安規定)</p> <p>第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶)ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>一 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>[号を加える。]</p> <p>二 [同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>ロ [同左]</p> <p>(1)関係法令及び保安規定に関すること。</p> <p>(2)～(4) [同左]</p>

<p>(5)非常の場合に<u>講ずべき処置</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>六 試験研究用等原子炉施設の<u>運転に関することであつて、次に掲げるもの</u></p> <p>イ 試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に関する<u>こと</u>。</p> <p>ロ 試験研究用等原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があつた場合の措置に関する<u>こと</u>(第十四号に掲げるものを除く。)</p> <p>ニ 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関する<u>こと</u>。 [号を削る。] [号を削る。]</p> <p>七 [略]</p> <p>八 [略]</p> <p>九 [略]</p> <p>十 放射線測定器の<u>管理及び放射線の測定の方法</u>に関する<u>こと</u>。 [号を削る。] [号を削る。]</p> <p>十一 [略]</p> <p>十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の<u>取扱い</u>(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)<u>に関すること</u>。</p> <p>十三 放射性廃棄物の<u>廃棄</u>(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)<u>に関すること</u>。</p>	<p>(5)非常の場合に<u>採るべき処置</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>ハ [同左]</p> <p>三 試験研究用等原子炉施設の<u>運転に関すること</u>。 [号の細分を加える] [号の細分を加える] [号の細分を加える] [号の細分を加える]</p> <p>四 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関する<u>こと</u>。</p> <p>五 試験研究用等原子炉(臨界実験装置に限る。)内における燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えの<u>手続に関すること</u>。</p> <p>六 [同左]</p> <p>七 [同左]</p> <p>八 [同左]</p> <p>九 放射線測定器の<u>管理</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>十 試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う<u>処置に関すること</u>。</p> <p>十一 試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査に関する<u>こと</u>(保安上特に管理を必要とする設備の特定を含む。)</p> <p>十二 [同左]</p> <p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の<u>取扱い</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>十四 放射性廃棄物の<u>廃棄</u>に関する<u>こと</u>。</p>
--	--

十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。

十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。)

十八 [略]

[号を削る。]

十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。

十五 非常の場合に採るべき処置(発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置を含む。)に関すること。

[号を加える。]

十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録に関すること。

[号を加える。]

十七 [同左]

十八 品質保証(保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。)に関することであつて次に掲げるもの

イ 品質保証計画の策定に関すること。

ロ 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。

ハ 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施(保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。)、評価(監査を含む。)及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。

ニ 品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。

[号を加える。]

二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事

二十一 [略]

2 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事

二 品質マネジメントシステムに関する事(手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する事(手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)

四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関する事

五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関する事であつて次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関する事

ロ 保安教育の内容に関する事であつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する事

(2) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関する事

(3) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関する事

(4) 放射線管理に関する事

(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事

(6) 非常の場合に講ずべき処置に関する事

[号を加える。]

十九 [同左]

[項を加える]

ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項

六 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)

七 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。

八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)

十三 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。

十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。

十七 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事。

十八 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する事(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事を含む。)

十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関する事。

二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事。

二十一 廃止措置の管理に関する事。

二十二 その他試験研究用等原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項

3 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
(保安規定)

第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 [略]

[号を削る。]

[項を加える]

2 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
(保安規定)

第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

一 [同左]

二 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事。

<p>二 <u>品質マネジメントシステムに関する事</u>（品質管理基準規則第五 条第四号に規定する手順書等（第三項第二号及び第三号におい て単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関するこ とを含む。）。</p> <p>三 [略]</p> <p>四 [略]</p> <p>五 [略]</p> <p>六 [略]</p> <p>七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育 に関する事であって次に掲げるもの</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 保安教育の内容に関する事であって次に掲げるもの [(1)～(4) 略]</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関する事。</p> <p>ハ [略]</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転に関する事であって、次に掲げるもの</p> <p>イ <u>発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関する事。</u></p> <p>ロ <u>発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操 作に必要な事項</u></p> <p>ハ <u>異状があった場合の措置に関する事（第十五号に掲げるもの を除く。）</u></p> <p>二 <u>発電用原子炉の運転期間に関する事。</u></p> <p>ホ <u>発電用原子炉施設の運転の安全審査に関する事。</u> [号を削る。] [号を削る。]</p> <p>九 [略]</p> <p>十 [略]</p> <p>十一 [略]</p>	<p>三 <u>発電用原子炉施設の品質保証に関する事（根本原因分析の 方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安 規定上の位置付けに関する事を含む。）。</u></p> <p>四 [同左]</p> <p>五 [同左]</p> <p>六 [同左]</p> <p>七 [同左]</p> <p>八 [同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>ロ [同左]</p> <p>[(1)～(4) 同左]</p> <p>(5) 非常の場合に採るべき処置に関する事。</p> <p>ハ [同左]</p> <p>九 <u>発電用原子炉施設の運転に関する事（次の二号に掲げるもの を除く。）。</u> [号の細分を加える。] [号の細分を加える。]</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p>十 発電用原子炉の運転期間に関する事。</p> <p>十一 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関する事。</p> <p>十二 [同左]</p> <p>十三 [同左]</p> <p>十四 [同左]</p>
--	--

十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する
こと。

[号を削る。]

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又
は事業所の外において行う場合を含む。)に関する
こと。

十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場
合を含む。)に関する
こと。

十五 非常の場合に講ずべき処置に関する
こと。

[号を削る。]

[号を削る。]

[号を削る。]

[号を削る。]

十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原
子炉施設の保全に関する措置に関する
こと。

十七 [略]

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関する
こと(使用前事業者
検査及び定期事業者検査の実施に関する
こと並びに経年劣化に係る技術的な
評価に関する
こと及び長期施設管理方針を含む。)
。

十九 [略]

二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定する
ものをいう。以下この号及び第三項第二十一号において同じ。)
が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する
こと。

十五 放射線測定器の管理に関する
こと。

十六 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置
に関する
こと。

十七 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関する
こと。

十八 放射性廃棄物の廃棄に関する
こと。

十九 非常の場合に採るべき処置に関する
こと。

二十 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活
動を行う体制の整備に関する
こと。

二十一 内部溢(いつ)水発生時における発電用原子炉施設の保全
のための活動を行う体制の整備に関する
こと。

二十二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全の
ための活動を行う体制の整備に関する
こと。

二十三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全の
ための活動を行う体制の整備に関する
こと。

[号を加える。]

二十四 [同左]

二十五 発電用原子炉施設の保守管理に関する
こと(溶接事業者
検査及び定期事業者検査の実施に関する
こと並びに経年劣化に係る技術的な
評価に関する
こと及び長期保守管理方針を含む。)
。

二十六 [同左]

二十七 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報
の公開に関する
こと。

二十一 [略]

2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第十八号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(第七十七条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)にあっては、第七十七条第一項から第三項までの評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 [略]

[号を削る。]

二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)

四 [略]

五 [略]

[六～十一 略]

二十八 [同左]

2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合(第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。)にあっては、第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3 [同左]

一 [同左]

二 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)

四 廃止措置の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)

五 [同左]

五の二 [同左]

[六～十一 同左]

<p>十二 <u>放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</u>に関する こと。 [号を削る。]</p> <p>十三 <u>核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)</u>に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p> <p>十四 <u>放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)</u>に関すること。</p> <p>十五 [略] [号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>十六 <u>設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置</u>に関すること。</p> <p>十七 [略]</p>	<p>十二 <u>放射線測定器の管理</u>に関すること。</p> <p>十三 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。</p> <p>十四 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p> <p>十五 <u>放射性廃棄物の廃棄</u>に関すること。</p> <p>十六 [同左]</p> <p>十七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第一百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</p> <p>十八 内部溢(いつ)水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第一百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</p> <p>十九 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第一百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</p> <p>二十 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第一百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</p> <p>[号を加える。]</p> <p>二十一 [同左]</p>
---	---

十八 [略]

十九 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関するを含む。)

二十 [略]

二十一 [略]

二十二 [略]

二十三 [略]

[4・5 略]

使用済燃料の再処理の事業に関する規則
(保安規定)

第十七条 法第五十条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 [略]

[号を削る。]

二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関するを含む。)

三 [略]

四 [略]

五 再処理施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ [略]

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

二十二 [同左]

二十三 発電用原子炉施設の保守管理に関すること(溶接事業者検査の実施に関するを含む。)

二十四 [同左]

二十五 [同左]

二十六 [同左]

二十七 [同左]

[4・5 同左]

使用済燃料の再処理の事業に関する規則
(保安規定)

第十七条 [同左]

一 [同左]

二 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

三 再処理施設の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)

四 [同左]

五 [同左]

六 再処理施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ [同左]

ロ [同左]

[(1)~(4) 略]

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ [略]

六 再処理施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの

イ 再処理施設の操作を行う体制の整備に関すること。

ロ 再処理施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項

ハ 異状があつた場合の措置に関すること(第十四号に掲げるものを除く。)。

ニ 再処理施設の操作の安全審査に関すること。

[号を削る。]

七 [略]

八 [略]

九 [略]

十 [略]

[号を削る。]

[号を削る。]

十一 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。

十二 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。

十三 [略]

十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

[号を削る。]

[号を削る。]

[号を削る。]

[(1)~(4) 同左]

(5) 非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ [同左]

七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

[号の細分を加える。]

[号の細分を加える。]

[号の細分を加える。]

[号の細分を加える。]

八 再処理施設の操作に関する安全審査に関すること。

九 [同左]

十 [同左]

十一 [同左]

十二 [同左]

十三 再処理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十四 再処理施設の施設定期自主検査に関すること。

十五 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

十六 放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十七 [同左]

十八 非常の場合に採るべき処置に関すること。

十九 初期消火活動のための体制の整備に関すること。

二十 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十一 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

<p>十五 <u>設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。</u></p> <p>十六 [略] [号を削る。]</p> <p>十七 <u>再処理施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。)</u></p> <p>十八 [略]</p> <p>十九 <u>不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定する不適合をいう。以下この号及び次項第二十二号において同じ。)</u>が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p>二十 [略]</p> <p>2 法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一 [略] [号を削る。]</p> <p>二 <u>品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</u></p> <p>三 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</u></p> <p>四 [略]</p>	<p>[号を加える]</p> <p>二十二 [同左]</p> <p>二十三 <u>再処理施設の定期的な評価に関すること。</u> [号を加える]</p> <p>二十四 [同左]</p> <p>二十五 <u>不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</u></p> <p>二十六 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>一 [同左]</p> <p>二 <u>安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)</u>に関すること。</p> <p>三 <u>再処理施設の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</u></p> <p>四 <u>廃止措置の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</u></p> <p>五 [同左]</p>
---	---

五 [略]

六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ [略]

ロ [略]

[(1)~(5) 略]

(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ [略]

七 再処理設備本体(回収可能核燃料物質(使用済燃料及び核燃料物質(再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。))をいう。以下同じ。)を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設)の操作の停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。))。

八 [略]

[号を削る。]

九 [略]

十 [略]

十一 [略]

十二 [略]

[号を削る。]

[号を削る。]

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。))。

六 [同左]

七 廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ [同左]

ロ [同左]

[(1)~(5) 同左]

(6) 非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ [同左]

八 再処理設備本体(回収可能核燃料物質(使用済燃料及び核燃料物質(再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。))をいう。以下同じ。)を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設)の操作の停止に関する恒久的な措置に関すること。

九 [同左]

十 再処理施設の操作に関する安全審査に関すること。

十一 [同左]

十二 [同左]

十三 [同左]

十四 [同左]

十五 再処理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十六 再処理施設の施設定期自主検査に関すること。

十七 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

<p>十四 放射性廃棄物の<u>廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)</u>に関すること。</p> <p>十五 [略]</p> <p>十六 非常の場合に<u>講ずべき処置</u>に関すること。 [号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>十七 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の<u>保全に関する措置</u>に関すること。</p> <p>十八 [略]</p> <p>十九 [略]</p> <p>二十 再処理施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)</p> <p>二十一 [略]</p> <p>二十二 [略]</p> <p>二十三 廃止措置の<u>管理</u>に関すること。</p> <p>二十四 [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>十八 放射性廃棄物の<u>廃棄</u>に関すること。</p> <p>十九 [同左]</p> <p>二十 非常の場合に<u>採るべき処置</u>に関すること。</p> <p>二十一 廃止措置期間中における初期消火活動のための体制の整備に関すること。</p> <p>二十二 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。)</p> <p>。</p> <p>二十三 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。)</p> <p>。</p> <p>[号を加える]</p> <p>二十四 [同左]</p> <p>二十五 [同左]</p> <p>[号を加える]</p> <p>二十六 [同左]</p> <p>二十七 [同左]</p> <p>二十八 廃止措置の<u>管理(保守管理(再処理施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置をいう。))を含む。)</u>に関すること。</p> <p>二十九 [同左]</p> <p>3・4 [同左]</p>
--	---

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則

(保安規定)

第三十四条 法第五十条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 [略]

[号を削る。]

二 品質マネジメントシステムに関する事(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)

三 [略]

四 [略]

五 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関する事であつて次に掲げるもの

イ [略]

ロ 保安教育の内容に関する事であつて次に掲げるもの

[(1)~(4) 略]

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関する事。

ハ [略]

六 廃棄物管理施設の操作に関する事であつて、次に掲げるもの

イ 廃棄物管理施設の操作を行う体制の整備に関する事。

ロ 廃棄物管理施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則

(保安規定)

第三十四条 [同左]

一 [同左]

二 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事。

三 廃棄物管理施設の品質保証に関する事(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)。

四 [同左]

五 [同左]

六 廃棄物管理施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関する事であつて次に掲げるもの

イ [同左]

ロ [同左]

[(1)~(4) 同左]

(5) 非常の場合に採るべき処置に関する事。

ハ [同左]

七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関する事。

[号の細分を加える。]

[号の細分を加える。]

<p>ハ <u>異状があつた場合の措置に関する事</u>(第十二号に掲げるものを除く。)</p> <p>七 [略]</p> <p>八 [略]</p> <p>九 [略]</p> <p>十 [略]</p> <p>[号を削る]</p> <p>[号を削る]</p> <p>十一 <u>放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄その他の取扱い(事業所の外において行う場合を含む。)</u>に関する事。</p> <p>十二 非常の場合に<u>講ずべき処置</u>に関する事。</p> <p>十三 <u>設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全</u>に関する措置に関する事。</p> <p>十四 <u>廃棄物管理施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)</u>に関する適正な記録及び報告(第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)</p> <p>十五 <u>廃棄物管理施設の施設管理に関する事(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事並びに経年劣化に係る技術的な評価に関する事及び長期施設管理方針を含む。)</u></p> <p>十六 <u>廃棄物管理施設の定期的な評価</u>に関する事。</p> <p>十七 <u>保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報</u>についての他の廃棄物管理事業者との共有に関する事。</p> <p>十八 <u>不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十九号において同じ。)</u>が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事</p> <p>十九 <u>その他廃棄物管理施設に係る保安</u>に関し必要な事項</p>	<p>[号の細分を加える。]</p> <p>八 [同左]</p> <p>九 [同左]</p> <p>十 [同左]</p> <p>十一 [同左]</p> <p>十二 <u>廃棄物管理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置</u>に関する事。</p> <p>十三 <u>廃棄物管理施設の施設定期自主検査</u>に関する事。</p> <p>十四 <u>放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱い</u>に関する事。</p> <p>十五 非常の場合に<u>採るべき処置</u>に関する事。</p> <p>[号を加える。]</p> <p>十六 [同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>十七 [同左]</p> <p>十八 [同左]</p> <p>十九 <u>不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開</u>に関する事。</p> <p>二十 <u>その他廃棄物管理施設に係る保安</u>に関し必要な事項</p>
--	---

<p>2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一 [略] [号を削る。]</p> <p><u>二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)</u>。</p> <p><u>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)</u>。</p> <p>四 [略] 五 [略]</p> <p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの イ～ハ [略] 七～十一 [略] [号を削る。] [号を削る。]</p> <p>十二 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い(事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p> <p>十三 [略]</p> <p><u>十四 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置に関すること。</u></p>	<p>2 [同左]</p> <p>一 [同左]</p> <p>二 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p> <p><u>三 廃棄物管理施設の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)</u>。</p> <p><u>四 廃止措置の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)</u>。</p> <p>五 [同左]</p> <p>六 [同左]</p> <p>七 廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの イ～ハ [同左] 八～十二 [同左]</p> <p>十三 廃棄物管理施設の巡視及びこれに伴う処置に関すること。</p> <p>十四 廃棄物管理施設の施設定期自主検査に関すること</p> <p>十五 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。</p> <p>十六 [同左] [号を加える]</p>
--	--

<p>十五～十六 [略]</p> <p><u>十七 廃棄物管理施設の施設管理に関する事(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事を含む。)</u></p> <p>十八～二十一 [略]</p> <p>3～4 [略]</p>	<p>十七～十八 [同左]</p> <p>[号を加える]</p> <p>十九～二十二 [同左]</p> <p>3～4 [同左]</p>
---	---

○廃止措置計画認可

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則</p> <p>(廃止措置計画の認可の申請)</p> <p>第十六条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 <u>廃止措置対象施設及びその敷地</u></p> <p>五 [略]</p> <p>六 <u>性能維持施設</u></p> <p>七 <u>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</u></p> <p>八～十一 [略]</p> <p>十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 <u>性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p>六～七 [略]</p> <p>八 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</u></p> <p>九 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則</p> <p>(廃止措置計画の認可の申請)</p> <p>第十六条の六 [同左]</p> <p>一～三 [同左]</p> <p>四 <u>廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設(以下「廃止措置対象施設」という。)</u>及びその敷地</p> <p>五 [同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>六～九 [同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>2 [同左]</p> <p>一～四 [同左]</p> <p>五 <u>廃止措置期間中に機能を期待すべき試験研究用等源炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p>六～七 [同左]</p> <p>八 <u>品質保障計画に関する説明書</u></p> <p>九 [同左]</p> <p>3 [同左]</p>

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
(廃止措置計画の認可の申請)

第百十一条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五 [略]

六 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設(以下この条及び第百二十一条において「性能維持施設」という。)

七～十一 [略]

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一～八 [略]

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 [略]

3 特定研究開発段階発電用原子炉(燃料体が炉心等から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。第百十四条第二項において同じ。)について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。

四・五 [略]

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
(廃止措置計画の認可の申請)

第百十一条[同左]

一～五 [同左]

六 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設(以下この条において「性能維持施設」という。)

七～十一 [同左]

[号を加える]

2 [同左]

一～八 [同左]

九 品質保証計画に関する説明書

十 [同左]

3 特定研究開発段階発電用原子炉について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期並びに施設定期検査を受けるべき時期について定めなければならない。

四・五 [同左]

使用済燃料の再処理の事業に関する規則

(廃止措置計画の認可の申請)

第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四 [略]

五 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設(以下この条及び第十九条の十五において「性能維持施設」という。)

六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

七～十 [略]

[号を削る。]

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一～八 [略]

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 [略]

3 特定再処理施設(回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。)について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合

使用済燃料の再処理の事業に関する規則

(廃止措置計画の認可の申請)

第十九条の五 [同左]

一～四 [同左]

五 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設(以下この条において「性能維持施設」という。)

六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年原子力委員会規則第二十九号)第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

七～十 [同左]

十一 特定再処理施設(回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第三項及び第十九条の八第二項において同じ。)にあつては、施設定期検査を受けるべき時期

[号を加える]

2 [同左]

一～八 [同左]

九 品質保証計画に関する説明書

十 [同左]

3 特定再処理施設について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定

<p>には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 (廃止措置計画の認可の申請) 第三十五条の六 [略] 一～二 [略] 三 <u>廃止措置対象施設及びその敷地</u></p> <p>四 [略] 五 <u>性能維持施設</u> 六 <u>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</u> 七～九 [略] 十 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u> 2 [略] 一～五 [略] 六 <u>性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u> 七～八 [略] 九 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</u> 十 [略] 3 [略]</p>	<p>める事項を定めなければならない。</p> <p>一・二 [同左]</p> <p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 (廃止措置計画の認可の申請) 第三十五条の六 [同左] 一～二 [同左] 三 <u>廃止措置の対象となる廃棄物管理施設(以下「廃止措置対象施設」という。)</u>及びその敷地 四 [同左] [号を加える] [号を加える]</p> <p>五～七 [同左] [号を加える] 2 [同左] 一～五 [同左] 六 <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物管理施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u> 七～八 [同左] 九 <u>品質保証計画に関する説明書</u> 十 [同左] 3 [同左]</p>
---	--

